**診療の場（医療機関）**

児童虐待が疑われる子どもを発見した場合は、「児童福祉法25条」「児童虐待防止法６条」により通告する義務があります。

　佐世保市の場合の通告先は、「佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）」もしくは、「佐世保市子ども子育て応援センター」です。

　虐待の疑いかどうかもはっきりしない場合は、市役所子ども保健課の保健師へ、気になる親子についての連絡をお願いします。

１．相談・通告の流れ

養育状態が気になる等、児童虐待を否定できない、よくわからない状態。

児童虐待の疑いがあり、

緊急性が高い状態。

（状態例）

・不自然、重篤な外傷・熱傷・骨折・打撲痕・溺水、乳幼児揺さぶり症候群、身体状況

・脱水症状や栄養障害による衰弱

・性的虐待の疑い

・重篤な状態だが受診させない

・保護者の状況説明に一貫性がなく矛盾する

・保護者が殺してしまいそうと述べる

（状態例）

・頻回なけが、事故

・体重増加不良、体重減少

・不衛生な皮膚状況、不適切な衣類

・受診の遅れ、受診の中断

・保護者が子どもをよく怒鳴っている

・保護者の養育能力が気になる

相談・通告

通告

佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）

０９５６－２４－５０８０

佐世保市役所　０９５６－24-1111

・子ども子育て応援センター（虐待通告）

・子ども保健課　（母子保健　保健師）

　　**早期発見のための観察ポイント**

参考文献：日本小児科学会　子ども虐待診療手引き

この観察ポイントのどれかに該当するからといって必ず虐待がおこなわれているというわけではありません。小さなサインを見逃さず、支援が必要な子どもや保護者を早期に発見するという考え方で活用してください。

子どもの様子

≪全身状態≫

□低身長（－２SD以下）、体重増加不良、原因不明の脱水、栄養障害

□内臓出血など

□繰り返す事故の既往

≪皮膚≫

□多数の打撲や傷

□不自然な傷、皮下出血（叩く、つねる、強く吸う、噛みつく、縛る、投げる等）

□不自然な事故では説明のつかない傷や道具を使った傷

□不自然な火傷の痕（煙草、ストーブ、アイロン、熱湯）

≪骨≫

□新旧混在の骨折、多発骨折

□捻転骨折（腕を捻じ曲げられたことで生じる）

□乳児の長骨骨折

≪頭部外傷≫

□頭蓋骨骨折

□頭蓋内骨折（硬膜下血腫、乳幼児揺さぶり症候群（Shaken　Baby　Syndrome：SBS））

□脳挫傷

≪眼・鼻・耳≫

□眼球の損傷、□眼底出血（胸部圧迫、乳幼児揺さぶり症候群）、□眼外傷所見（網膜剥離、水晶体亜脱臼など）、□鼻骨骨折、□鼓膜裂傷

≪性器・肛門≫

□性器や肛門周囲の外傷、□反復性尿路感染症、□女児の妊娠・中絶・出産（性的虐待の可能性）

≪心理面≫

□極端なおびえ、情緒不安定、無表情、□円形脱毛症、□多動、チック、□自傷行為・自殺企図

□夜尿・遺尿・遺糞　□悪夢、パニック

≪歯・口腔≫

□不自然な歯の打撲

□不自然な口腔粘膜の傷

□多数のう蝕歯、□う蝕歯の長期放置

□口腔内の火傷

保護者の様子

□子どもを怒鳴りつける、

□受診が遅れる、診察を中断、転院を繰り返す

□傷についての説明がつじつまが合わない。

□骨折について親の説明がなくレントゲン写真で初めて発見される。

□入院が必要でも拒否したりする等、治療に対して消極的、拒否的である。

□面会時間が短く、子どもに触れない

□病気の予後や、治療方法に興味を持たない